

校 区 外 ・ 区 域 外 就 学 の 認 定 事 例 及 び 提 出 書 類 一 覧

区分	許可基準	認定期間（最長）	申請書に添付する書類
(1) 転居・転出	学年途中の転居・転出に伴い、その学期もしくはその年度中、従前の学校への就学を希望する場合。	1学期（夏休み期間中含む）に転居：1学期中 2・3学期に転居：年度終了まで 最終学年で転居：卒業まで 修学旅行のある学年での転居：修学旅行のある学期中	特になし
(2) 転入予定	住宅の購入等により、近い将来、希望校区内に転入（転居）することが確定している場合。	転入までの期間。（概ね1年以内）	売買契約書の写し 建築請負契約書の写し 建物賃貸借契約書の写し 等
(3) 一時的転居	住宅の新築・改築等に伴う一時的転居のため、従前の学校に就学を希望する場合。	一時転居が終了するまでの期間（概ね1年以内）	売買契約書の写し 建築請負契約書の写し 等
(4) 家庭の事情	（1）保護者の勤務状況により、下校後の児童生徒の安全性を確保するため、希望校区内の祖父母宅や親類等の家に預ける場合。又は、保護者が希望校区内に店舗等を営み、そこに帰宅する場合。	必要な期間（許可基準を満たす期間）	（1）①保護者の勤務証明書（別紙様式1） ※会社指定の任意様式でも可 ただし勤務時間は必ず記載されていること ②児童預かり証明書（別紙様式2） ※保護者が営む店舗等に帰宅させる場合は不要
	（2）家庭内暴力等でやむを得ない事情で、住民票登録地と異なる住所に居住している場合。		（2）申請書に事情を詳細に記載すること
(5) 教育的理由	学校生活における諸問題により、児童・生徒が不登校などになる可能性が顕著な場合。	必要な期間（許可基準を満たす期間）	申請書に事情を詳細に記載すること ※申出を基に学校に聞き取りを行います。
(6) 部活動	指定校及び居住している市町村内に希望する部活動がなく、芦屋町内の学校に就学を希望する場合。	必要な期間（許可基準を満たす期間）	芦屋町に就学を希望する事情を、申請書に詳細に記載すること (芦屋町を選択した理由を明確にすること。)
(8) 身体的理由	病気や身体障がい等の理由により、指定校への通学が困難な場合	必要な期間（許可基準を満たす期間）	医師の診断書等、病名がわかる資料
(7) その他	その他、特に教育委員会が必要と認めた場合。	必要な期間（許可基準を満たす期間）	教育委員会が特に必要とする書類

注1：芦屋町外からの区域外就学を希望する場合、上記書類と併せて、住民票（続き柄が記載された世帯全員票）が必要となります。

注2：学校給食費及び学校校納金に未納がある場合は、受付をお断りいたします。

注3：毎年度申請が必要となります。新年度が始まる前までに申請がない場合は、例外なく、指定校へ転学していただきます。